

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮谷池地区）を行うことについて平成20年1月22日適当と決定した。

その関係書類を三豊市山本支所事業課において平成20年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀